

山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の企画調査業務
仕様書

1. 業務名称

山陰近畿自動車道整備に伴う休憩施設等整備の企画調査業務

2. 業務の目的

京都府が実施している山陰近畿自動車道の（仮）網野 I C から府県境までの概略ルート調査に合わせ、（仮）大宮峰山 I C 以降に京丹後市内の周遊観光に繋がるまちづくりに寄与する休憩施設・観光施設（以下、「休憩施設等」という。）の整備のあり方の検討するための企画調査を実施することを目的とする。

3. 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書、契約書によるほか、次の関係法令、及び規定等に準拠して行うものとする。関係法令等が履行期間中に変更（更新）となった場合は、発注者、受注者が協議の上、適用を調整するものとする。

- (1) 測量法
- (2) 建築基準法
- (3) 建築基準法施行令
- (4) 建築基準法施行規則
- (5) 京丹後市公共測量作業規定
- (6) 国土交通省公共測量作業規定記載要領
- (7) 第 4 次京丹後市観光振興計画
- (8) 海の京都観光圏整備計画
- (9) その他関係法令、通達等

4. 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

5. 業務対象とする範囲

京丹後市全域

6. 業務内容

- (1) 前提条件の整理
 - 立地条件の整理
 - 施設の見込利用者数の試算
 - 市内現有施設の状況調査
 - 類似事例等の収集等

(2) 住民のニーズ把握・整理

ニーズ把握（アンケート、ヒアリング、ワークショップ等）

内容の分析、取りまとめ

(3) 施設機能・規模の設定

導入が想定される施設機能の整理

それぞれの規模の設定

(4) 休憩施設等の整備方針の検討

整備方針等の検討

①新たな休憩施設等を高速道路本線上に整備

②新たな休憩施設等をアクセス道路沿いに整備

③現有施設の活用

関係法令との照合及び整備手法、整備スケジュール案の検討

整備方針を踏まえたイメージ図の作成

(5) 整備規模の概略検討

新たな休憩施設等を整備する場合の施設配置、造成規模、駐車場規模の検討

(6) 各種概算事業費の算出

新たな休憩施設等を整備する場合の概算事業費（造成費、施設整備費等）の算出

(7) 課題の整理

新たな休憩施設等の整備または現有施設の活用に関して想定される課題の抽出・整理

(8) その他

その他、業務実施に係る関連資料等の収集・整理

7. 貸与品について

発注者は本業務に必要な発注者帰属の資料及びデータ等を受注者に貸与する。

8. 打合せ・協議の実施

打合せ・協議については、原則、管理技術者立会いのもとで、業務着手時、中間時及び完了時（成果品納入時）に実施するものとする。

また、業務の内容及び進捗状況を確認するための打合せを適宜実施するものとする。

9. 成果物について

本業務の納入成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

なおデータ形式は成果品毎に標準的(発注者側での編集、閲覧等が可能)な形式で格納するものとし、詳細は協議により定めるものとする。

(1) 提出物

- ① 報告書 2部 (A4版)
- ② 業務関係資料 1式
- ③ 成果品の電子データ DVD-R 1式

なお、本業務の成果品にかかる権利のすべては本市に帰属する。

(2) 納入場所

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野353番地の1

京丹後市 建設部 管理課 国府事業推進室

TEL : 0772-69-0510 FAX : 0772-72-5421

10. 安全対策の実施

- (1) 屋外で行う調査業務等に際しては、調査業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に留意しなければならない。
- (2) 業務遂行のため他人の土地に立ち入る場合、発注者が発行する身分証明書を必ず携帯し、業務に応じては予め土地所有者の了解を得る等、トラブルが起こらないように留意しなければならない。

11. 情報セキュリティの確保

- (1) 業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法、及び管理体制を定め、関連情報を適切に取り扱うこと。
- (2) 情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされる時又は業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて委託者の行う調査を受け入れるものとする。

12. その他

- (1) 関係法令及び本市の条例、規則、要綱、市の課題や方針、及び計画などを十分理解すること。
- (2) 受注者は業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、京丹後市個人情報保護条例(平成17年条例第11号)を遵守し、業務の実施に際して知り得た情報等は契約期間中及び契約期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務を完了し、成果品を引き渡した後においてその内容に受注者の過失による不備を認めた場合、受注者は責任を持って必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、協議の上、決定するものとする。